建交労 全国トラック部会

全国下与90m会吕ユース

2024年度 **NO.** 1 1 (通算 NO.50)

2024.3.28

本日結成通知・鹿児島で新結成

結成に向けた学習会を重ね、17名で松藤商事分会を結成!



3月26日に鹿児島市谷山サザンホールで、鹿児島支部松藤商事分会の結成大会を行い、鹿児島県本部井谷 委員長、村上鹿児島支部委員長、井谷書記と緒方秀樹中央執行委員が参加しました。

大会には分会から11名が参加しましたが、仕事や家庭の都合で6名が欠席となりましたが分会は17名で結成されました。主な要求は自分で計算できる賃金明細や賃金改定について納得のいく行く説明などを要求としました。

緒方中執からは、3月12日の事前学習会とあわせて、九州にはタンクローリーの仲間が沢山いる事や賃下げ無しの労働時間短縮を勝ち取った事、24年春闘で大幅賃上げと建交労最賃を1万円以上引き上げた事など、労働組合があれば会社と対等に話し合いができる事などを紹介し激励されました。

松藤商事㈱には28日に結成通知をおこない、労働組合基本要求の提出をおこないました。

物効法と貨物事業法の改正案 21 日審議入り

3月21日に審議入りした物効法及び事業法の改正案は、荷主への規制や多重下請け構造の是正措置などを盛り込んだ法案となっています。これらの法案は議員立法により2018年12月に改正された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」等の改正に続き、30年続いてきた規制緩和路線から規制強化へ向けた一歩であり、これまでの運動の前進であると考えます。トラック運転者の賃金・労働条件の改善、安全・安心な運送がおこなえる職場環境とするための議論が必要です。法案審議への注目を。(別紙、法案概要)

建交労全国トラック部会 メール: masaakisuzuki@kenkourou.or.jp TEL: 03-3360-8021

●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を 改正する法律案

背景·必要性

- ○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題」**に直面。
 - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性(右図)。
 - ・ 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力 して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見 直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本 的・総合的な対策が必要。
- 現状 2024年 14% 2030年 34%
- ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- →以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

法案の概要

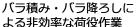
1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

【流通業務総合効率化法】

- 〇①**荷主***1(発荷主·着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流 効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
 - *1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- ○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長** 期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基 づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】 <パレットの導入>







パレットの利用による 荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。
- ○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した**書面による交付等**を義務付け*2。
- ○他の事業者の**運送の利用(=下請けに出す行為)の適正化**について努力義務*³ を課すとともに、一定規模以 上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。
- *2.3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事 故報告**を義務付け。
- 〇国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で(2019年度比)

- ○荷待ち・荷役時間の削減
- ○積載率向上による輸送能力の増加

年間125時間/人削減 16パーセント増加